

転嫁円滑化施策パッケージに基づく 法遵守状況の自主点検結果報告書

(法違反が多く認められる業種における事業者団体による傘下企業
に対する法遵守状況の自主点検結果等の取りまとめ)

令和4年12月14日
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づき、法違反が多く認められる業種について、事業所管省庁と連名により、事業者団体に対し、傘下企業における法遵守状況の自主点検の実施を要請し、本日、当該自主点検結果を取りまとめた。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（抜粋）
（令和3年12月27日内閣官房、関係省庁取りまとめ）

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

（1）価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（抜粋）
（令和4年6月7日閣議決定）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

（1）賃金引上げの推進

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

（略）

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要請する。

【目次】

第1 法遵守状況の自主点検結果	
1 法遵守状況の自主点検結果に関する分析	3
2 今後の取組及び考え方	6
第2 下請法違反行為が多く認められる業種（19業種）における法遵守状況の自主点検結果	
1 法遵守状況の自主点検（概要）	8
2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識	
(1) 発注者の立場	9
(2) 受注者の立場	10
3 問題につながるおそれのある行為	
(1) 「転嫁拒否行為」①	11
(2) 「転嫁拒否行為」②	12
(3) 価格交渉促進月間のタイミングでの価格交渉等の要請対応	13
(4) 「転嫁拒否行為」①②の改善等の状況	14
(5) 支払遅延	15
(6) 減額	16
4 法遵守に向けた社内管理体制	17
5 パートナリシップ構築宣言	18
6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方	
(1) 化学工業	19
(2) 鉄鋼業	22
(3) 非鉄金属製造業、金属製品製造業	23
(4) はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業	25
(5) 電気機械器具製造業	28

(6) 情報通信機械器具製造業	29
(7) 輸送用機械器具製造業	31
(8) 放送業	34
(9) 情報サービス業	35
(10) 映像・音声・文字情報制作業	37
(11) 道路貨物運送業	38
(12) 各種商品卸売業	40
(13) 機械器具卸売業	41
(14) 広告業	44
(15) 技術サービス業	45
第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（5業種）における法遵守状況の自主点検結果	
1 法遵守状況の自主点検（概要）	49
2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識	50
3 問題につながるおそれのある行為	
(1) 買ったとき	51
(2) 支払遅延	52
(3) 減額	53
(4) その他の違反行為類型	54
4 法遵守に向けた社内管理体制	55
5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方	
(1) 化学工業	56
(2) 生産用機械器具製造業	59
(3) 放送業	60
(4) 各種商品卸売業	61
(5) 機械器具卸売業	62

1 法遵守状況の自主点検結果に関する分析

- ① 法遵守に向けた社内管理体制の構築割合（スライド17）について業種ごとにばらつきがみられた。社内管理体制の構築の割合が19業種平均（82.3%）より低い業種では、自主点検の回答割合（スライド8）も19業種平均（26.8%）より低いとの傾向がみられた。

＜社内管理体制の構築の割合が19業種平均（82.3%）と比べて低い業種例＞

道路貨物運送業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、機械器具卸売業

※下線付きの業種については、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種の平均（83.6%）と比べて低い業種例

- ② 価格転嫁状況の認識については、発注者の立場では「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が高い（スライド9）のに対し、受注者の立場では「おおむね転嫁できている」との回答割合は低い結果となった（スライド10）。

＜発注者の立場での割合が19業種平均（81.4%）と比べて低い業種例＞

道路貨物運送業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業

※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種の平均（87.2%）と比べて著しく低い業種例

化学工業、生産用機械器具製造業

＜受注者の立場での割合が19業種平均（39.4%）と比べて低い業種例＞

映像・音声・文字情報制作業、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業、情報通信機械器具製造業

※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、受注者の立場は点検の対象外

第1 法遵守状況の自主点検結果

1 法遵守状況の自主点検結果に関する分析

③ 問題となるおそれのある行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に係る認識（スライド11、12）について、一部の業種において、19業種平均と比べて、従来どおりの取引価格に据え置いた割合が高いとの傾向がみられた。このような下請法等の買いたたきに該当するおそれのある行為の未然防止に向けて、下請法等の買いたたきの考え方について周知徹底を図ってまいりたい。

＜明示的に協議せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（13.8%）と比べて高い業種例＞

道路貨物運送業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業

＜価格転嫁をしない理由を文書等で回答せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（6.0%）と比べて高い業種例＞

道路貨物運送業

（参考）「転嫁拒否行為」を行ったと回答した事業者について、今後の対応を聞いたところ、引き続き「転嫁拒否行為」を続けると回答した事業者が、上記2つの類型について、それぞれ約2割、約5割（スライド14）と少なからず存在したが、その回答のほとんどは、道路貨物運送業と技術サービス業であった。

※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、本項目は点検の対象外

以下、④及び⑤の項目も同様

※「転嫁拒否行為」（下記1及び2の行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の「転嫁拒否行為」が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

1 法遵守状況の自主点検結果に関する分析

- ④ 価格交渉促進月間については、「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に積極的に応じるようにしている」、「9月や3月以外のタイミングで、少なくとも年1回、定期的に価格交渉に応じている」と回答していない事業者の割合について業種ごとにばらつきがみられた（スライド13）。「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等と呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行ってまいりたい。

<価格交渉促進月間のタイミング等で価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じていないとの回答割合が19業種平均（12.9%）と比べて高い業種例>

映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業

- ⑤ パートナーシップ構築宣言については、その認知度や取組への姿勢について業種ごとにばらつきがみられた（スライド18）。そのため、以下のような認知度の低い業種を始め、改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行ってまいりたい。

<パートナーシップ構築宣言の認知度、取組への姿勢が19業種平均（60.0%）と比べて低い業種例>

映像・音声・文字情報制作業、技術サービス業、広告業、機械器具卸売業、化学工業、道路貨物運送業

第1 法遵守状況の自主点検結果

2 今後の取組及び考え方

- ⑥ 今般の自主点検の結果において例示された業種を始めとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

（参考）事業者団体における取組及び考え方

- ・ サプライチェーン全体への適正取引の浸透にリーダーシップを発揮（輸送用機械器具製造業）
- ・ 適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例を共有（はん用機械器具製造業等）
- ・ 自主行動計画の改定、フォローアップ調査の実施、取引適正化に向けた各種周知（パートナーシップ構築宣言の推進を含む）（化学工業）

（参考）事業所管省庁における取組及び考え方

- ・ パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の周知や、一連の取引先の他業種含めてパートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備が必要（厚生労働省）
- ・ 取引関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が実現できるよう、必要に応じて、関連省庁等からの情報提供を行うことが重要（農林水産省）
- ・ ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、
③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく（経済産業省）
- ・ 自主点検の結果を踏まえた業界における改善の取組を促し、取引適正化を図っていく（総務省）
- ・ 荷主企業や元請事業者等に対して理解と協力を呼び掛けるとともに、関係省庁が連携して、独占禁止法や下請代金法の実効性の強化、下請中小企業振興法に基づく指導、貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等の法的措置の実施等の取引適正化に向けた取組を継続する。また、適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について荷主関係団体に要請する（国土交通省）

公正取引委員会・中小企業庁

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

1 法遵守状況の自主点検(概要)

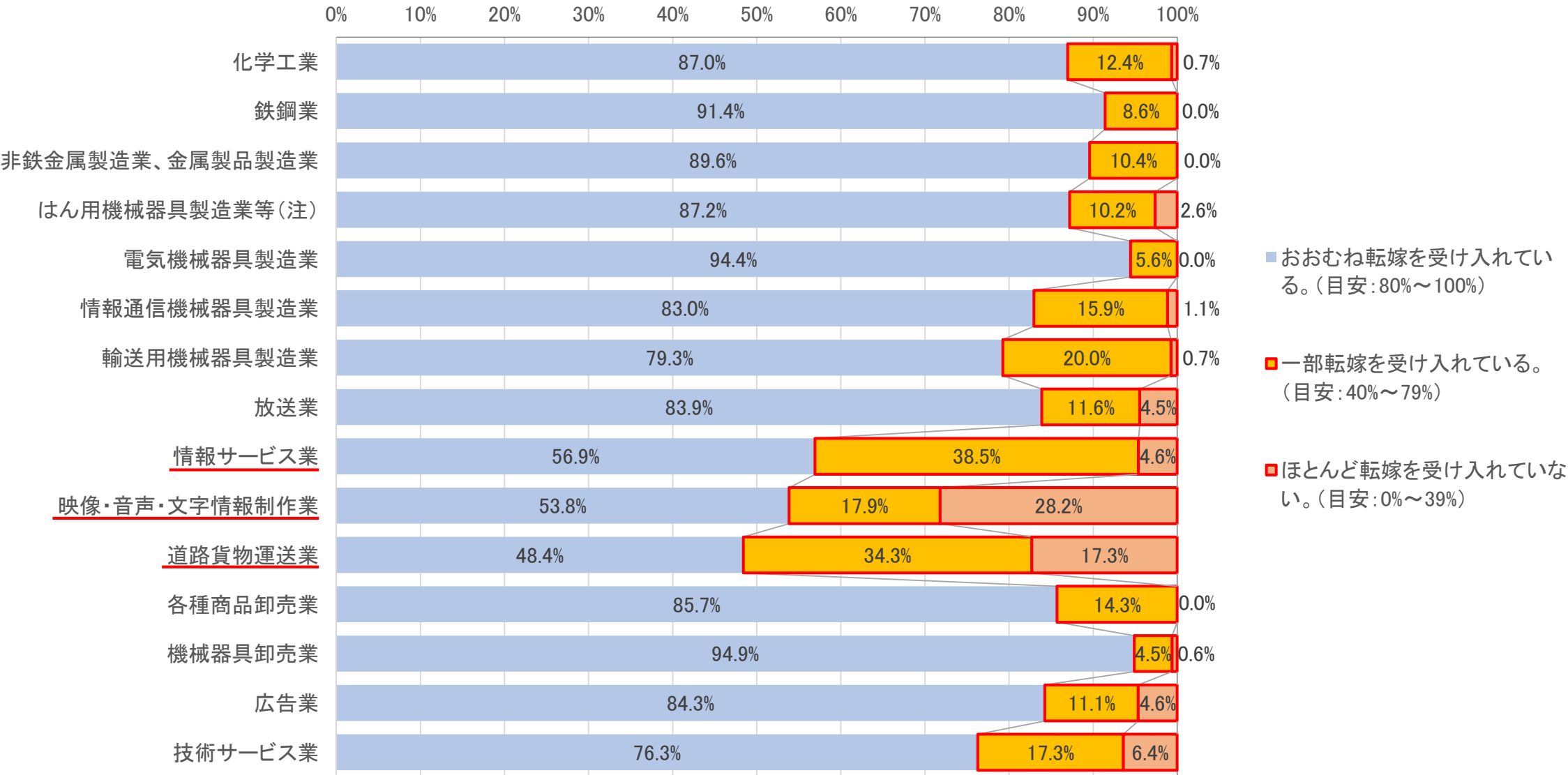
番号	業種名 ^(注)	回答割合	所管省庁
1	化学工業	26.6%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
2	鉄鋼業	64.8%	経済産業省
3-4	非鉄金属製造業、金属製品製造業	33.4%	経済産業省
5-8	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業	16.4%	厚生労働省、経済産業省
9	電気機械器具製造業	9.9%	経済産業省
10	情報通信機械器具製造業	18.4%	経済産業省
11	輸送用機械器具製造業	54.4%	経済産業省、国土交通省
12	放送業	49.8%	総務省
13	情報サービス業	14.0%	経済産業省
14	映像・音声・文字情報制作業	17.0%	総務省
15	道路貨物運送業	1.3%	国土交通省
16	各種商品卸売業	17.5%	経済産業省
17	機械器具卸売業	13.4%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
18	広告業	72.0%	経済産業省
19	技術サービス業	18.0%	農林水産省、国土交通省
19業種平均		26.8%	-

(注1) 業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

(注2) 回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識 (1) 発注者の立場

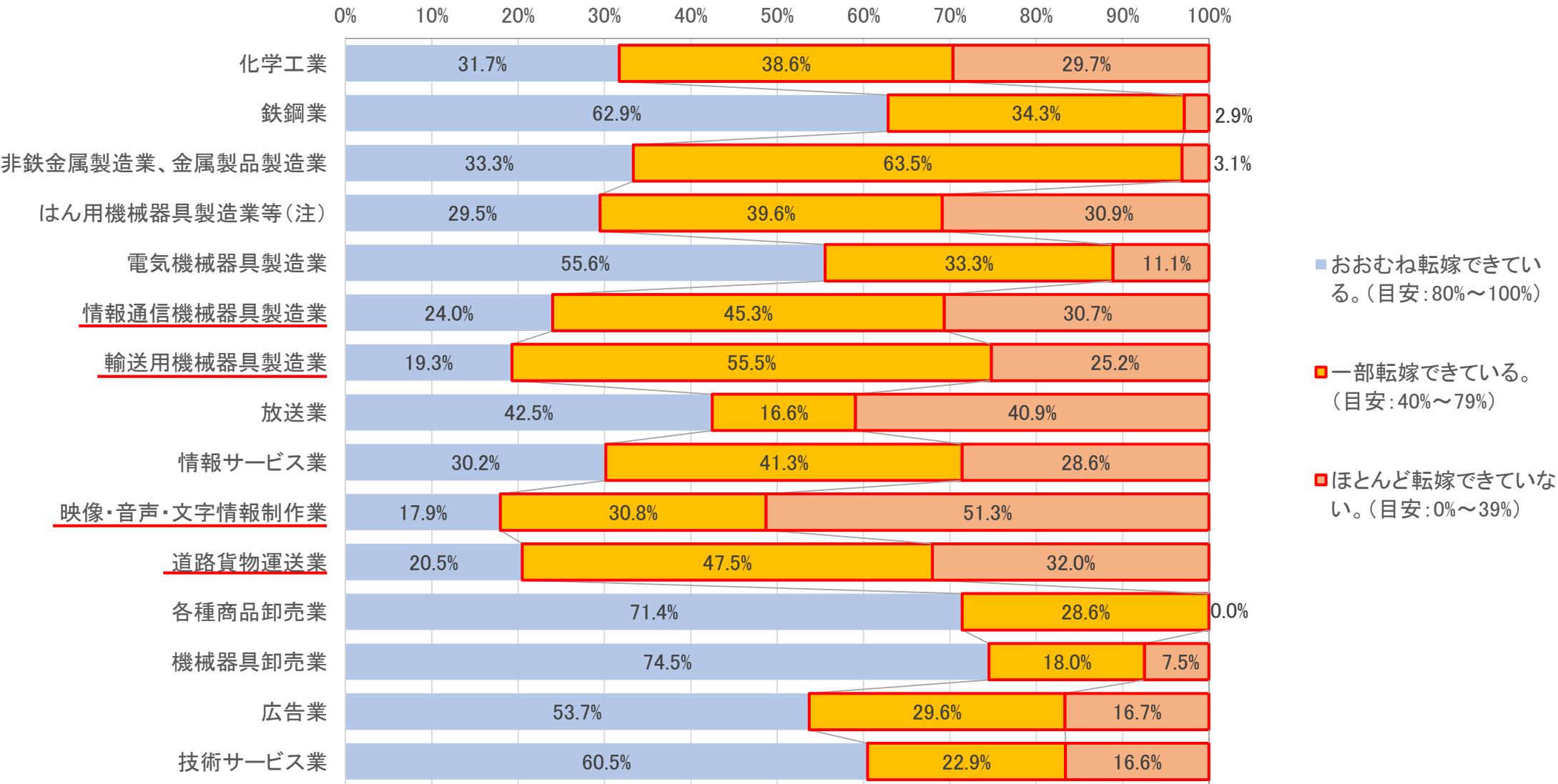
問1 **発注者の立場**において、取引先事業者(**発注先**)との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。



(注)「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識 (2) 受注者の立場

問2 受注者の立場において、取引先事業者(発注元)との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁ができていますか。

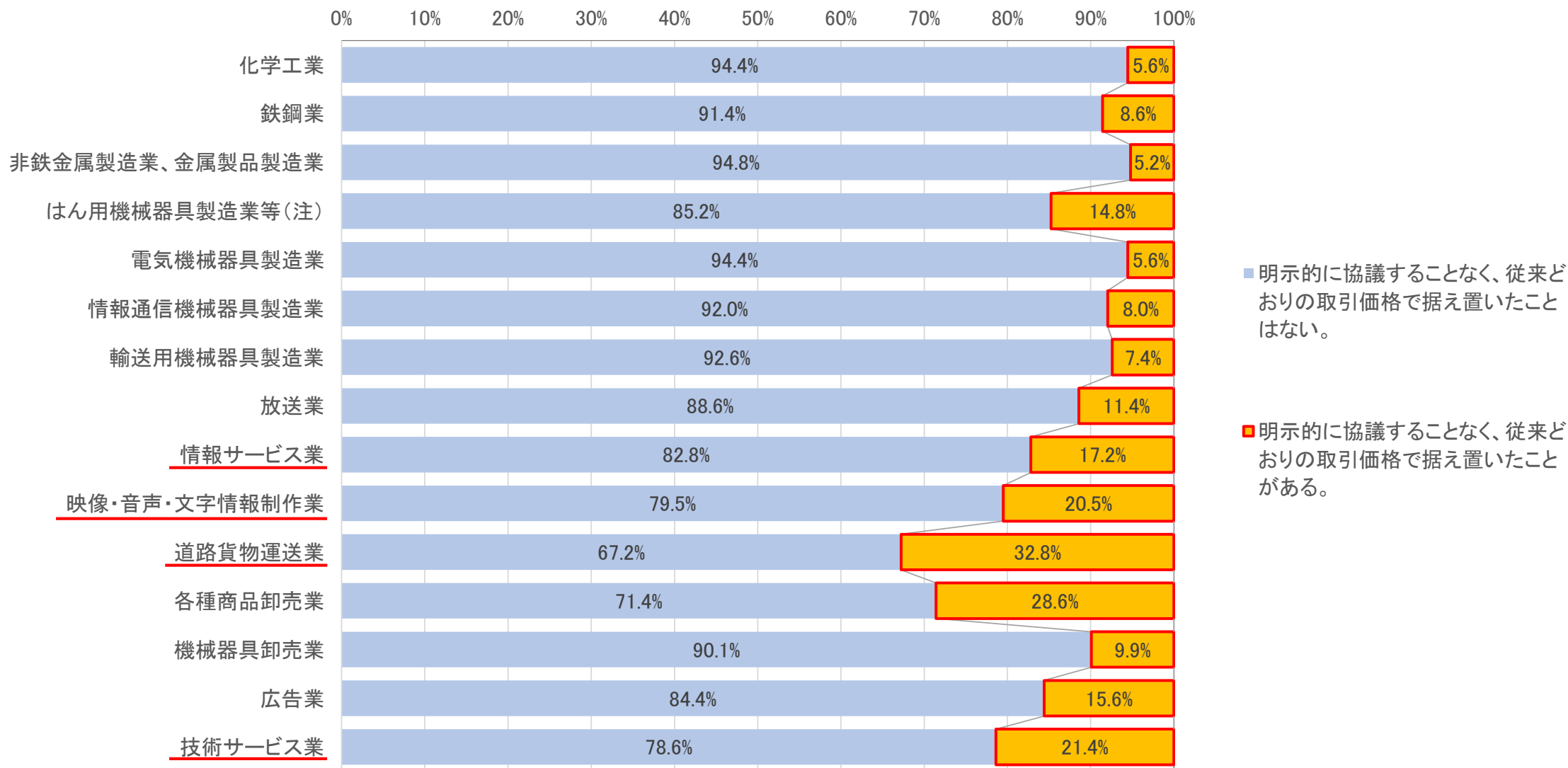


(注)「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為 (1)「転嫁拒否行為」①

問3 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、**価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた**ことはありますか(価格の交渉の場を設けなかった場合も含みます。)

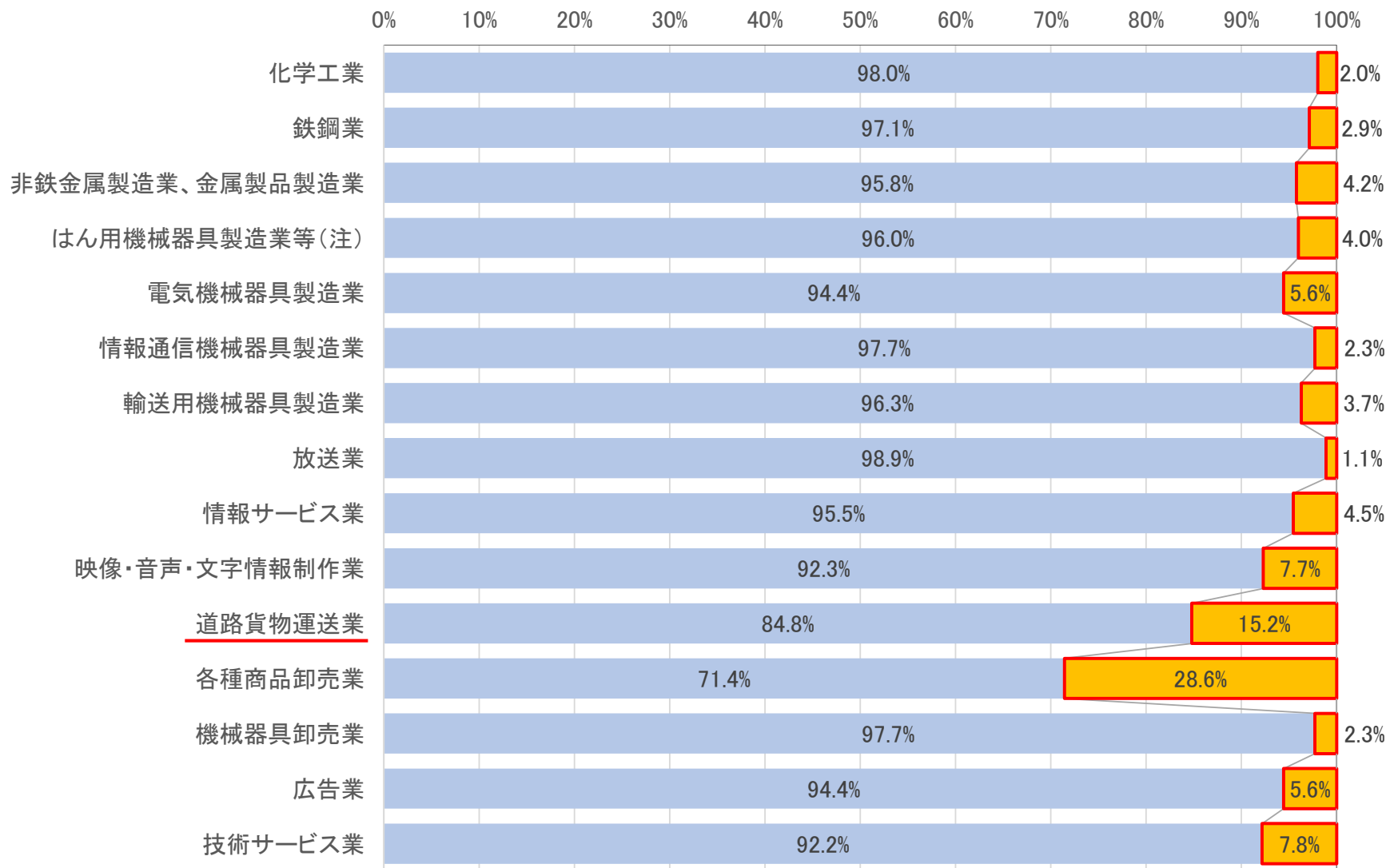


(注)「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為 (2)「転嫁拒否行為」②

問4 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを取引先事業者から求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか。



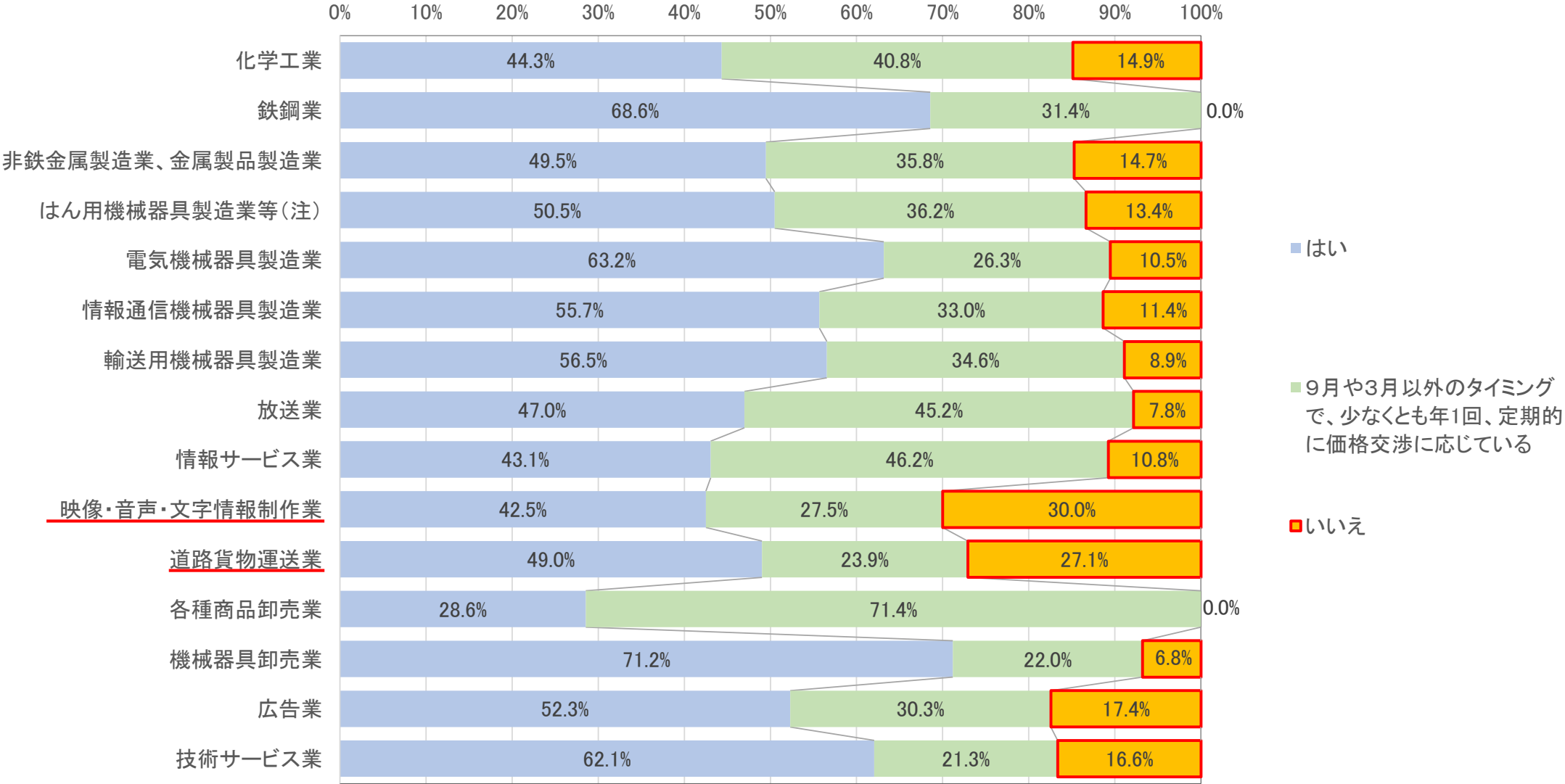
■ 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはない。

■ 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがある。

(注)「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

3 問題につながるおそれのある行為 (3) 価格交渉促進月間のタイミングでの価格交渉等の要請対応

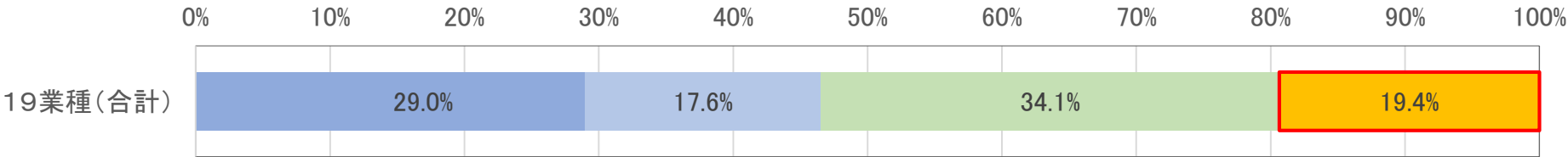
問5 毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで、取引先事業者(発注先)からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていますか。



(注)「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

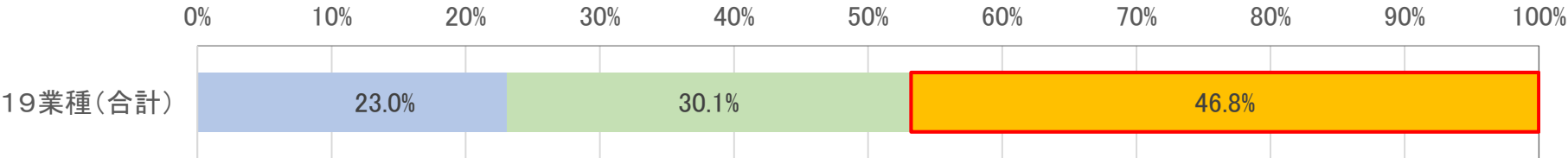
3 問題につながるおそれのある行為 (4)「転嫁拒否行為」①②の改善等の状況

問6 問3において「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、**その後の状況**を回答してください。



- 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在、コスト上昇分の取引価格の反映の必要性について明示的に協議している。
- 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在は取引価格を据え置いていない。
- 現在も取引価格を据え置いているが、今後、速やかにコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定である。
- 現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない。

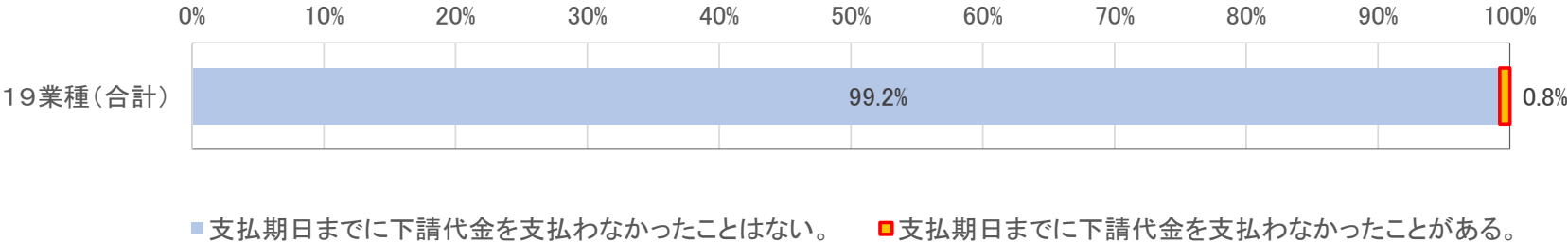
問7 問4において「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、**その後の状況**を回答してください。



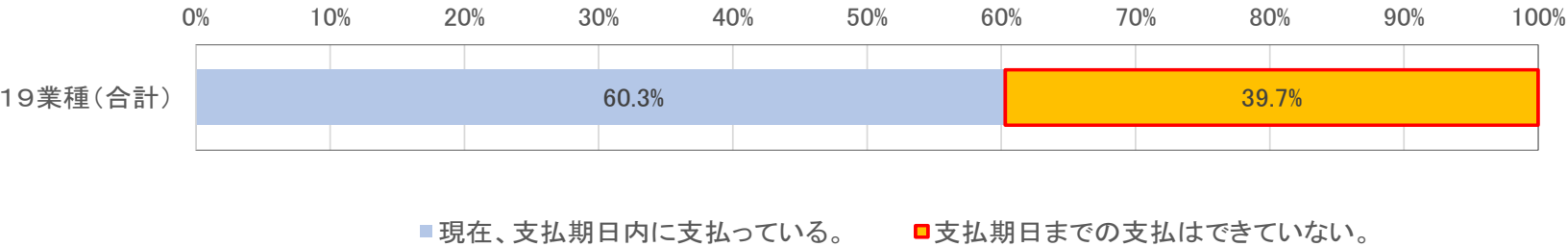
- 現在、文書や電子メールなどで理由を回答することとしている。
- 今後、速やかに文書や電子メールなどで理由を回答する予定である。
- 文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない。

3 問題につながるおそれのある行為 (5) 支払遅延

問8－1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかったことはありますか。

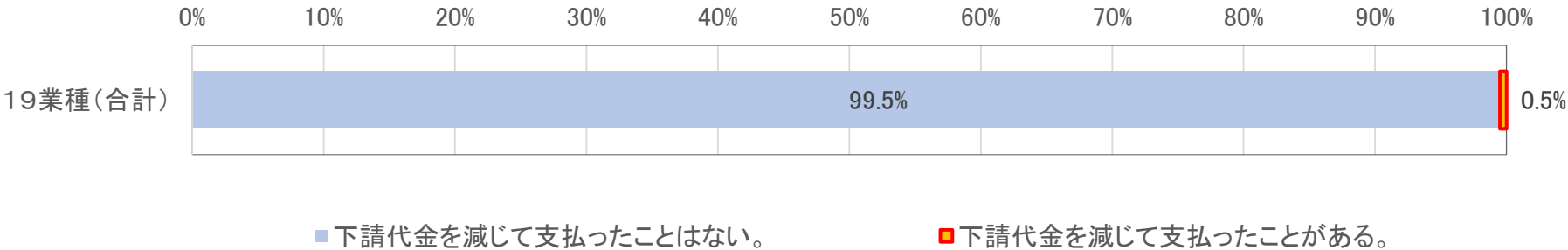


問8－2 問8－1において「支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。

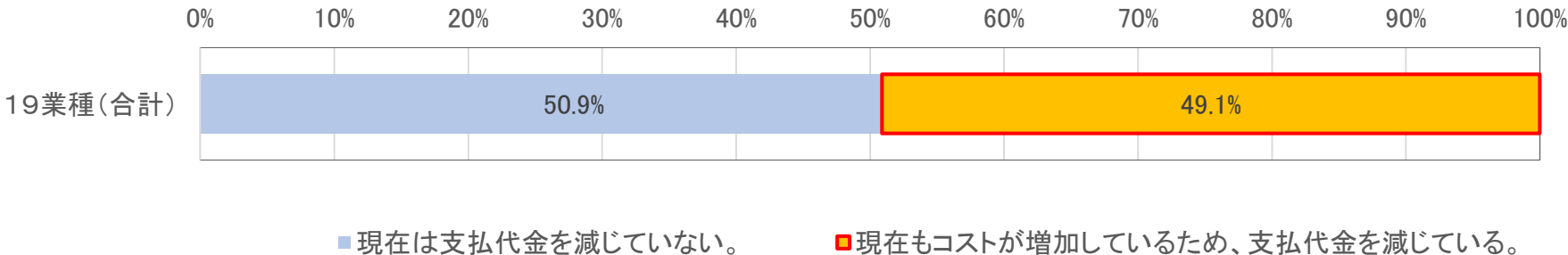


3 問題につながるおそれのある行為 (6) 減額

問9-1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払ったことはありますか。

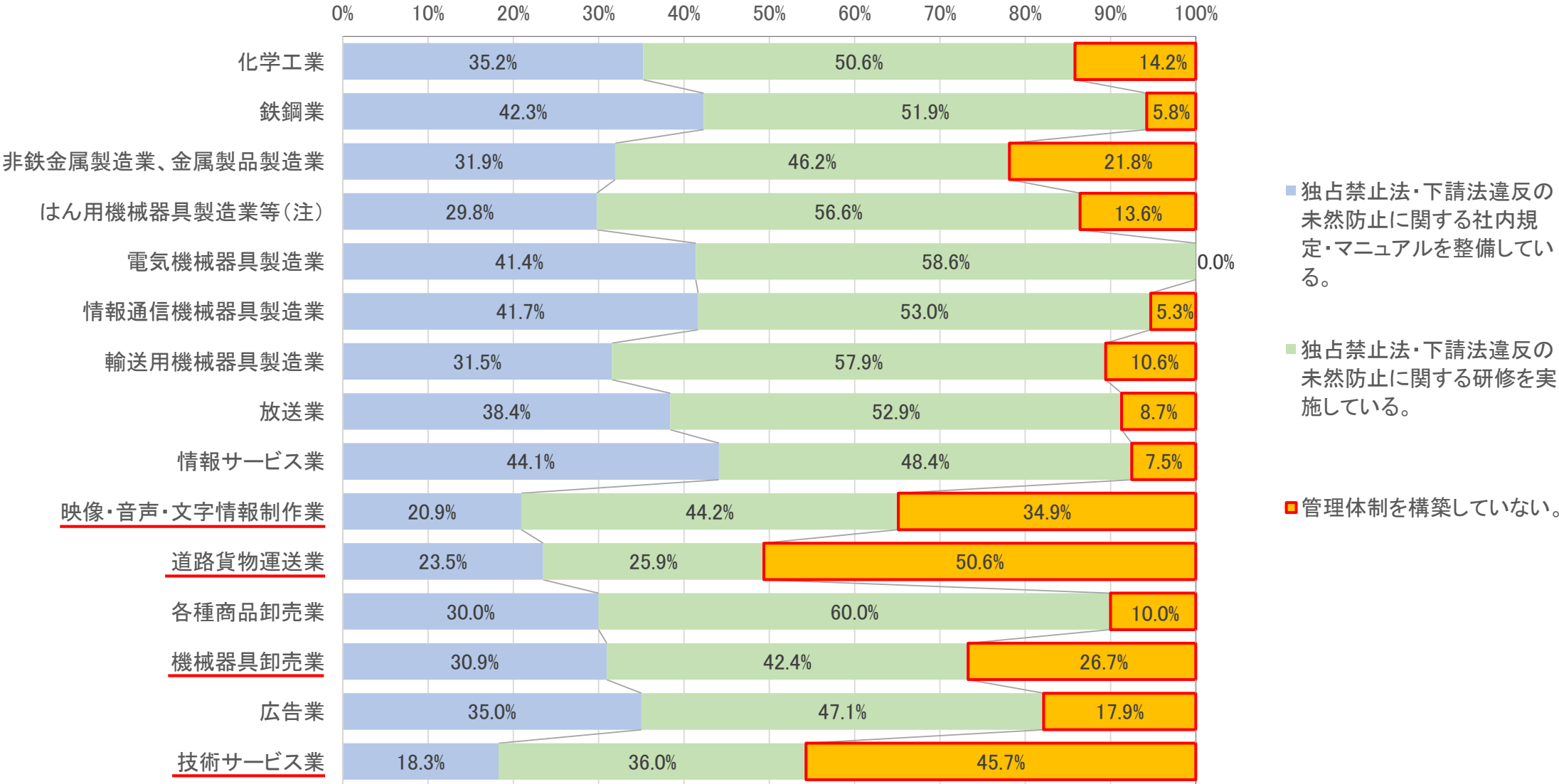


問9-2 問9-1において「下請代金を減じて支払ったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。



4 法遵守に向けた社内管理体制

問10 「買ったとき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか(複数回答可)。

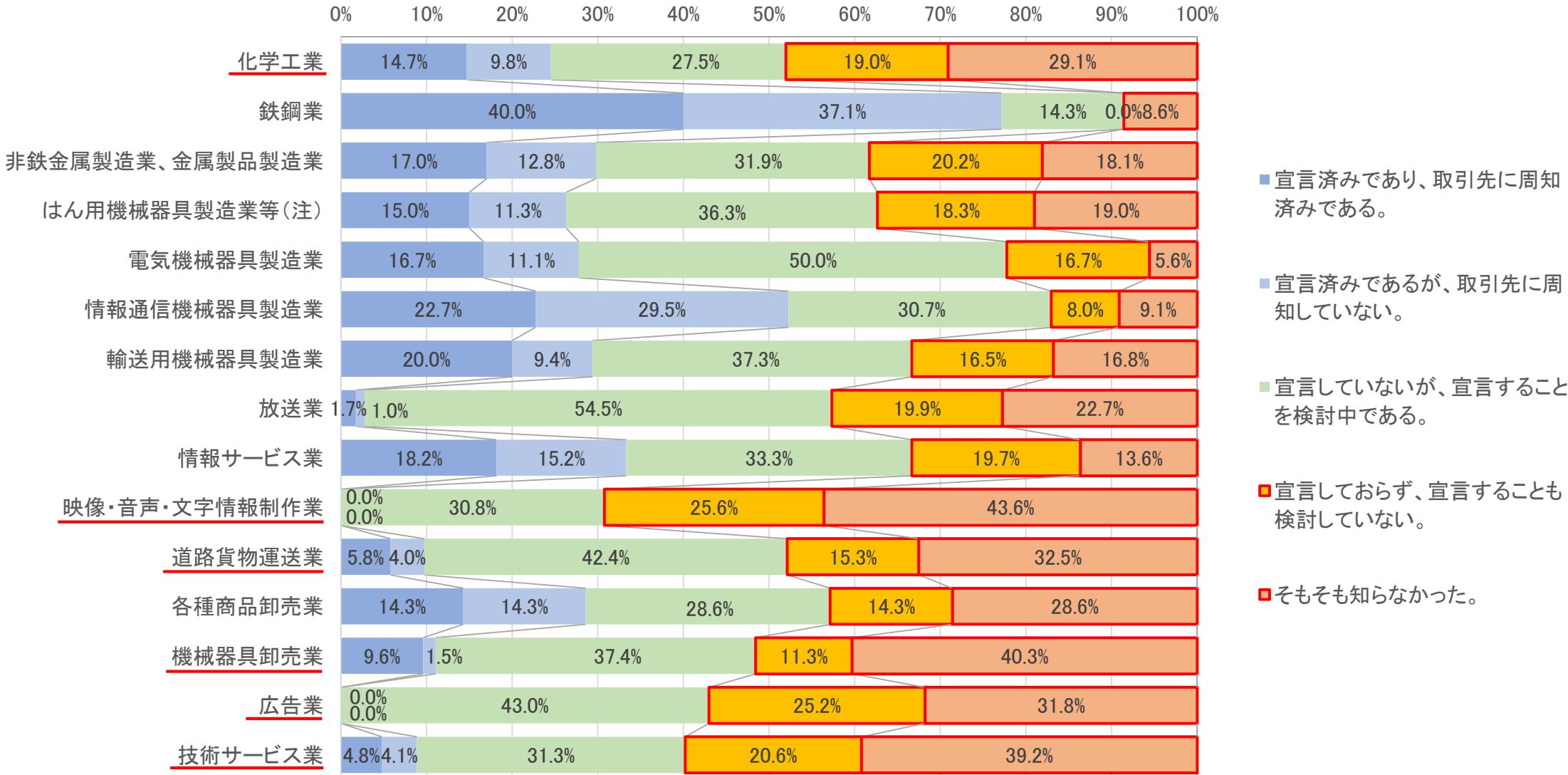


(注)「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

5 パートナーシップ構築宣言

問11 パートナーシップ構築宣言について、どのような対応をしていますか。



(注)「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(1) 化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
発注者として発注先からの価格転嫁はおおむね受け入れているが、受注者として同業者間あるいは受注元への価格転嫁は「一部転嫁できている」状況であることから、収益が圧迫されている状況が想定される。取引関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が実現できるよう、関係省庁等からも各種原材料、製造コストの状況の情報提供が望まれる。【所管:農林水産省】
自主行動計画の改定、フォローアップ調査の実施、中政審への報告、取引適正化に向けた各種周知(パートナーシップ構築宣言の推進を含む)の展開等に業界団体として着実に取り組んでいく。【所管:経済産業省】
理事会等、会員各社との協議の場で、引き続きパートナーシップ構築宣言の導入や適正取引の重要性について訴えかけていく。【所管:経済産業省】
下請法に触れる取引と異業種間も含めた販売先が優越的地位になり得る取引は分けて取り組む必要があると思う。【所管:経済産業省】
回答結果からは、同業界内や異業種の発注先となる取引については適正取引が進んでいることがうかがわれるが、当団体の会員が受注先となる取引については十分とはいえない。 特に最終的な客先は異業種であり、サプライチェーンの中間にある業種としては、上流(客先＝発注側からの厳しい受注条件)と下流(調達先＝大手の受注側からの厳しい契約条件)の板挟み状態にあり、苦労しているのが実情である。 社会環境に対応した取引適正化への取組についても、鶏が先か卵が先かの議論はあるが、最終的な上流等での適正取引に対する意識改革が進まなければ改善は難しいと思われる。 今回の原材料高騰による物価への影響に関する報道等でも、大手流通企業がプライベートブランドの価格維持を発表する動きが取り上げられていたが、適正取引(賃金上昇、適正利潤を維持した合理的な価格設定など)を徹底させるためにも、実態把握が必要であり、公正取引委員会等の行政による適正取引の実施を踏まえたメッセージの発信も有効ではないか。【所管:経済産業省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(1) 化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

業界全体としては違反行為も少なくないようであるが、当団体の会員各社に限っていえば、おおむね適正な取引ができているものと理解。
とはいえ、引き続き適正取引を促進する観点から、これまで同様、会員各社に対して、下請法、取引ガイドラインも含めた取引適正化の周知徹底を、機会ある度に図っていく所存。**【所管:経済産業省】**

業界として、基本的には適切に対応していると考えている。価格転嫁については、適切に転嫁できるよう、引き続き検討を続けたい。**【所管:経済産業省】**

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【厚生労働省】

アンケート結果からみる現状の傾向としては、発注者の立場においては価格の転嫁を受け入れている。

また、発注者の立場として「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない」と回答をした個社が9割、「買ったとき、減額、支払遅延に該当する行為を行わないように社内で未然防止の規定・マニュアルを整備している」「未然防止の研修を実施している」個社が8割であり、法遵守に向けた体制はおおむね構築できているものの、パートナーシップ構築宣言については、「宣言しているものの取引先に周知していない」「検討中」「検討しない」「そもそも知らなかった」という回答が9割と、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の周知や、一連の取引先その他業種含めてパートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備が必要と考えられる。

【農林水産省】

製造事業者として、発注先(原料の調達先)からの価格転嫁はおおむね受け入れているものの、同業者間あるいは受注元(製造した製品の販売先)への価格転嫁は一部のみとなっていることから、製造事業者自体の収益が圧迫されている状況が想定される。このため、取引関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が実現できるよう、必要に応じて、関連省庁等からの情報提供を行うことが重要。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(1) 化学工業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

化学業界内における価格転嫁を促進するため、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
- ② 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、
- ③ 自主行動計画やガイドラインの拡充・改善

等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

また、自主点検の結果、業界内の大宗の企業は、例えば設問1などにおいて、「転嫁を受け入れている」との回答があり、発注先との価格交渉・価格転嫁の要請に応じている行動が確認されたが、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が1社確認された。これは、少数とはいえ化学業界において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者が存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知及び改善要請を行う。

また、

- 「社内管理体制構築」について、設問10において「管理体制を構築していない」と回答している事業者が計18社確認、
- 「パートナーシップ構築宣言」について、設問11において「宣言しておらず、宣言することも検討していない」もしくは「そもそも知らなかった」と回答している事業者が計36社確認された。

これらは、これまで業界団体に対しては積極的な働きかけを実施してきたが、企業への直接の働きかけの場がなかったことも一因であると考えられる。このため、例えば業界団体との定例会議の場を活用し、企業を直接招集した上で、取引適正化に関する中小企業庁による説明会や体制構築の事例紹介の場を設置することで、企業が具体的な行動を取りやすい環境を提供することが有効ではないかと考える。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(2) 鉄鋼業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

引き続き制度等の変更を考慮して、啓蒙活動に注力していきたい。【所管:経済産業省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果、回答企業のうち、受注者の立場においては9割以上の事業者、発注者の立場においては6割以上の事業者において、労務費、原材料費、エネルギーコストがおおむね価格転嫁できていると回答があった。また、約半数の企業で、パートナーシップ構築宣言を宣言していると回答があった。(回答率:65%)

鉄鋼業・金属製品製造業における価格転嫁を促進するため、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
- ② 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、
- ③ 自主行動計画やガイドラインの改訂内容の周知徹底

等を実施し、適切な価格転嫁ができる環境整備を進めていく。

なお、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が1社確認された。これは、鉄鋼業・金属製品製造業において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者が存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知を行う。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(3) 非鉄金属製造業、金属製品製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
会員社訪問によるヒアリング、顧問弁護士による取引適正化説明会を毎年開催している。【所管:経済産業省】
今回の回答結果からは、発注者の立場においては、コスト上昇分の価格「おおむね転嫁を受け入れている」との回答が多いものの、受注者の立場においては、「おおむね転嫁できている」との回答よりも、「一部転嫁できている」との回答が多く、引き続き、価格転嫁への協力について取引先(発注元)に対して訴えていくことが必要であると考えられる。コスト上昇分をサプライチェーン全体で負担する観点から、引き続きウォッチしていきたい。【所管:経済産業省】
引き続き制度等の変更を考慮して、啓蒙活動に注力していきたい。【所管:経済産業省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(3) 非鉄金属製造業、金属製品製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果、回答企業のうち、受注者の立場において9割以上の事業者、発注者の立場においては9割以上の事業者において、労務費、原材料費、エネルギーコストがおおむね若しくは一部価格転嫁できていると回答があった。また、約3割の企業がパートナーシップ構築宣言を宣言済みとの回答があった。(回答率:33%)

非鉄金属製造業・金属製品製造業における価格転嫁を促進するため、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
- ② 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、
- ③ 自主行動計画やガイドラインの改訂内容の周知徹底

等を実施し、適切な価格転嫁ができる環境整備を進めていく。

なお、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が2社確認された。これは、非鉄金属製造業・金属製品製造において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者が存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知を行う。

また、設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者が14社確認された。これは、非鉄金属製造業・金属製品製造業界において「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者がわずかながら存在することを示している。非鉄金属製造業・金属製品製造業として、価格交渉・価格転嫁についての改善を図るため、業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請し、適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(4) はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
・ 今後とも行政や団体からの下請法関連の情報提供を会員企業に周知徹底していく。 ・ 情報発信を継続していく。 ・ 法令遵守の徹底を引き続き求めていく。適正な取引に向けた情報発信を継続していく。 ・ 「協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画」を改定し、会員企業へ周知徹底を行う。 当団体の会員は企業規模の大小があり、また、企業の主体となる事業についても様々であり、さらに、国内・外資が入り混じっていることもあり、調査結果の回答がばらけたのではないかとと思われる。当団体の会員企業が取り扱っている体外診断用医薬品は、保険償還において医療用医薬品とは異なり薬価ではなく検査の技術料に含まれているということで、もともと価格対応力は低く、原料価格上昇に対する価格転嫁力はほぼ無いと思われ、現在の円安状況を踏まえると、厳しい状況にある企業も多いのではないかとと思われる。一方、当業界においては、業種の特殊性からもコンプライアンス遵守が強く求められている背景もあり、下請法違反行為の発生抑止などについても一定水準以上のレベルにあるのではないかと推測している。【所管:厚生労働省】
個別の取引に関して、団体事務局が関与し情報収集することではなく、転嫁できているかどうか回答することは困難。今後の団体としての取組は、行動計画を会員企業に周知していく。【所管:経済産業省】
協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例の共有を図る。【所管:経済産業省】
価格転嫁について、発注者側としての意識はおおむね高く、今後は「少なくとも年1回」と回答した層がより柔軟に協議に応じられるよう促していく。 当団体会員が受注者側であるときの価格転嫁は、設問2の回答結果に見られるように十分とはいえない。価格転嫁だけでなく、支払形態や支払サイトについてもいえるが、支払の上流に当たるユーザー、商社・代理店の対応改善が並行的に進まない大変苦しい。 パートナーシップ構築宣言について、本年9月の自主行動計画改定に合わせて、年1度総会又は理事会の場でトップから働きかけを行う旨を取り決めたところ。今後対応が進むと思われるが、現時点で「宣言しておらず、宣言することを検討していない」会員が10社近くあり(設問11)、その理由や背景について今後調べていきたい。【所管:経済産業省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(4) はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
今回のアンケートの結果から取引適正化に向けた取組はおおむね行われているものと考えますが、回答率が低いので必ずしも会員企業全ての動向が把握できているものではない。引き続き会員企業の動向の把握に努めるとともに、下請法についてのセミナー、取引適正化の向けての取組(パートナーシップ構築宣言のセミナー開催など)を進めていきたい。【所管:経済産業省】
今回の自主点検について未回答の企業が多かったため、価格転嫁については「一部転嫁できている」とした。引き続き、施策の活用も含め、取引適正化に向けた取組を継続していく。【所管:経済産業省】
当団体会員は中小・中堅企業が多数を占め、現下の世界的な調達問題で厳しい環境に置かれているが、引き続き、当団体HP、会報誌等で取引適正化の推進の呼び掛けを継続する。【所管:経済産業省】
関係省庁から提供のある関連情報(パートナーシップ構築宣言等)について会員企業への周知を行う。【所管:経済産業省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【厚生労働省】 アンケート結果からみる現状の傾向としては、発注者の立場においては価格の転嫁を受け入れている。 また、発注者の立場として「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない」と回答をした個社が8割、「買ったとき、減額、支払遅延に該当する行為を行わないように社内で未然防止の規定・マニュアルを整備している」「未然防止の研修を実施している」個社が8割であり、法遵守に向けた体制はおおむね構築できているものの、パートナーシップ構築宣言については、「宣言しているものの取引先に周知していない」「検討中」「検討しない」「そもそも知らなかった」という回答が9割と、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の周知や、一連の取引先その他業種含めてパートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備が必要と考えられる。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(4) はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果、機械・部品業界における課題として主に下記3点が挙げられる。

- ① 設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者が20社程度確認された。これは、同業界において「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。
- ② 設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が1社確認された。これは、同業界において、下請法における「買ったとき」についての認識が不十分である事業者が存在することを示している。
- ③ 設問11において「パートナーシップ構築宣言についてそもそも知らなかった」と回答している事業者が25社程度確認された。同業界において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分ではない可能性があることを示している。

これらの課題に対する業界所管課室の取組として、引き続き業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請していく。上記項目①～③ごとの具体的な取組の内容としては、次のとおり。

- ① 「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等と呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行う。
- ② 公正取引委員会が明確化した「買ったとき」の解釈について業界団体を通じた周知及び改善要請を行う。
- ③ 「パートナーシップ構築宣言」について改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行う。

改善状況については毎年実施している自主行動計画のフォローアップ調査を通じて継続的にチェックすることとし、業界内での改善を浸透させるよう努める。

なお、機械・部品製造業の取引は部品メーカーや自動車メーカーなど業種を超えた取引が主であり、川中業界である機械・部品業界だけで価格交渉・価格転嫁についての課題を解決することが困難な状況である。幅広い業種に跨がる中小企業も含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるような環境整備が必要であると考える。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(5) 電気機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果、機械・部品業界における課題として主に下記3点が挙げられる。

- ① 設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者が20社程度確認された。これは、同業界において「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。
- ② 設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が1社確認された。これは、同業界において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者が存在することを示している。
- ③ 設問11において「パートナーシップ構築宣言についてそもそも知らなかった」と回答している事業者が25社程度確認された。同業界において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分ではない可能性があることを示している。

これらの課題に対する業界所管課室の取組として、引き続き業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請していく。上記項目①～③ごとの具体的な取組の内容としては、次のとおり。

- ① 「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等と呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行う。
- ② 公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について業界団体を通じた周知及び改善要請を行う。
- ③ 「パートナーシップ構築宣言」について改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行う。

改善状況については毎年実施している自主行動計画のフォローアップ調査を通じて継続的にチェックすることとし、業界内での改善を浸透させるよう努める。

なお、機械・部品製造業の取引は部品メーカーや自動車メーカーなど業種を超えた取引が主であり、川中業界である機械・部品業界だけで価格交渉・価格転嫁についての課題を解決することが困難な状況である。幅広い業種に跨がる中小企業も含めたサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるような環境整備が必要であると考える。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(6) 情報通信機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
会員企業に対して、本自主点検の結果をフィードバックするとともに、改めて「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について周知する。また、当団体の自主行動計画に基づく取組を進めていく。【所管:経済産業省】
今までどおりに取り組んでいく。【所管:経済産業省】
例年実施している「適正取引の推進とパートナーとの価値協創に向けた自主行動計画」フォローアップ調査、電機・電子5団体共同で実施している「電機・電子産業 下請取引適正化推進セミナー」、「価格交渉促進月間」周知等の機会を通じて、取引適正化に向けた注意喚起を実施する。【所管:経済産業省】
当団体の扱い品目は限定的であるため、隣接領域を取り扱う関係団体との連携も重視しながら、迅速かつ適切な対応を心掛けたい。【所管:経済産業省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(6) 情報通信機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

情報通信機械器具製造業界における価格転嫁を促進するため、

- ① 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、
- ② 下請法上の「買ったたき」の解釈について、事業者団体を通じて周知及び改善要請
- ③ 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施
- ④ 自主行動計画やガイドラインの拡充・改善

等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

なお、自主点検の結果、設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者が8社確認された。これは、情報通信機械器具製造業界において「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者がわずかながら存在することを示している。情報通信機械器具製造業界として、価格交渉・価格転嫁についての改善を図るため、価格交渉促進月間について事業者団体を通じて改めて各事業者へ周知と要請を行い、適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

また、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が2社確認できた。これは、情報通信機械器具製造業界において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者がわずかながら存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知及び改善要請を行う。

さらに、設問11のパートナーシップ構築宣言について、「宣言済みである」と回答している事業者が44社確認され、事業者団体内の半数以上が宣言していると分析。一方で、「そもそも知らなかった」と回答している事業者が7社確認された。これは、情報通信機械器具製造業界内で、パートナーシップ構築宣言そのものに関する認識がある程度浸透していることを示している。しかし、未だに宣言を知らない企業も存在することを踏まえて、引き続き、パートナーシップ構築宣言に関する周知を業界団体に対して働きかけるとともに、自主行動計画のフォローアップにおいても継続的にチェックを進めていく。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(7) 輸送用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
自主行動計画の確実な実行と遵守状況の定期的なフォローアップに率先して取り組み、サプライチェーン全体への適正取引の浸透に、リーダーシップを発揮していく。【所管:経済産業省】
自主行動計画を振興基準や自動車産業適正取引ガイドラインを基に改定し、当団体の会員企業への適正化の活動に反映、従前同様の取引適正化対応の説明会も実施する。 さらに、自主行動計画の対応に関する正副会長等名での要請書や、取引適正化の更なる強化に向けた要請書を出し、会員企業の経営層から実務担当層までの取組を推進していただくような取組も実施する。【所管:経済産業省】
引き続き、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省等からの取引適正化に向けた取組に係る事務連絡、周知依頼を徹底していく。【所管:国土交通省】
傘下企業に対して下請関係法令等の周知徹底等を改めて行うとともに、取引慣行の改善に向けて関係業界とのコミュニケーションの強化に努めるなど、取引適正化に向けた取組を実施していく。【所管:国土交通省】
国土交通省の策定する「造船業の下請取引適正化ガイドライン」に基づく自主行動計画を作成し、会員に周知・啓蒙する。【所管:国土交通省】
業界内の取引についてはおおむね価格転嫁ができていないものの、取引先からの受注について、転嫁できていない又は一部しか転嫁できていない事例が大宗を占めているため、転嫁に向けて、国による取引適正化ガイドラインの制定やこれに基づく実効性のある取組等を進めることが期待される。【所管:国土交通省】
パートナーシップ宣言は対象会員企業全てが宣言済み・周知済みとなるように働きかけたい。【所管:国土交通省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(7) 輸送用機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果を見ると、価格協議には応じており、価格転嫁は進んでいると考えられる。しかし、発注側である一部の事業者は価格転嫁を「おおむね受け入れている」という回答が100%である一方で、受注側でもある事業者は「転嫁できない」という回答も一定程度存在しており、受発注側双方の認識には回答のギャップがあるため、双方の認識共有含めた改善が必要。また、設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者が24社確認された。これは、輸送用機械器具製造業において「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。輸送用機械器具製造業として、価格交渉・価格転嫁についての改善を図るため、価格交渉促進月間について事業者団体を通じて改めて各事業者へ周知と要請を行い、適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

また、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が1社確認された。これは、輸送用機械器具製造業において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者がわずかながら存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知及び改善要請を行う。

さらに、設問11において「パートナーシップ構築宣言についてそもそも知らなかった」と回答している事業者が50社確認された。輸送用機械器具製造業において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分ではない可能性があるため、事業者団体を通じて、「そもそも知らない」と回答した企業を中心に、改めて周知を行うとともに、宣言を行うよう働きかける。

以上を踏まえ、輸送用機械器具製造業における価格転嫁を更に促進するため、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
- ② 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、
- ③ 下請法上の「買ったたき」解釈の周知及び改善要請
- ④ 振興基準の改正内容を踏まえた自主行動計画やガイドラインの拡充・改善及び業界団体会員企業向けセミナー等を通じた周知活動等を通じた働きかけを引き続き実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(7) 輸送用機械器具製造業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【国土交通省】

○鉄道車両・同部分品製造業

自主点検の結果、おおむね転嫁できているとの業界団体の評価であったため、引き続き、転嫁円滑化施策等について、メールなどによる業界への周知以外にも総会などの業界が集う場等を通じて周知徹底を図る。

○船舶製造・修理業、船用機関製造業

船舶産業界において価格転嫁が円滑に行われるよう、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルの整備、研修実施、「パートナーシップ構築宣言」の宣言及び取引先への周知等について、事業者への周知啓発を行うことが必要である。加えて、現在、「船舶産業取引適正化ガイドライン」の策定を進めているところであり、策定後に事業者への周知に努めることが重要と考えている。

他方、船舶産業界の主要な産業である造船業の特性を踏まえた、適正な受注環境の整備にも取り組むことが不可欠である。造船市場は、世界の船舶建造量の9割以上を占める中国・韓国・日本の造船事業者の間で、熾烈な受注競争が行われる世界単一市場であり、中国・韓国の造船事業者が公的支援にも支えられて低船価を提示する中で、日本の造船事業者は長年厳しい国際競争に晒され続けている。(※)

日本の造船事業者が、中国・韓国との熾烈な受注競争の中で、世界の海運事業者から適正な船価で受注できる受注環境を整備するためには、世界単一市場である造船市場における公正な競争条件の確保(不公正な公的支援の排除)や競争力強化の取組を推進していくことが不可欠である。そのため、国土交通省では、OECD造船部会等において造船市場の船価動向や低船価につながる不公正な公的支援のモニタリング、政府間協議等を行うことを通じて、公正な競争条件の確保や造船市場の健全化に取り組んでいる。

※ 一般的に、造船業は、長さ数百m・幅数十m以上のドック等の巨大施設と多数の人員を抱える労働集約型産業であることから、事業縮小や撤退が難しく、一隻でも受注を逃してドックを稼働できない期間が生じると、関連の下請企業や取引先企業を含む仕事を喪失することから、過当競争に陥りやすい産業である。また、一般に、受注から引渡まで約2～3年の期間を要するため、雇用維持や安定操業の観点から、おおむね2年程度先の船舶の建造・売買契約を締結し、手持ち仕事量を確保することが一般的である。

こうした市場環境にあって、2020年頃の日本の造船業は、新型コロナウイルス感染症の影響のための海上輸送の減少に伴う建造需要の蒸発と受注活動の制限により、手持ち仕事量が減少していく中で、低船価で受注せざるを得ない極めて厳しい状況に置かれていた。

加えて、昨年から鋼材価格の大幅な高騰(2021年1月に比べて2022年9月時点で約8割上昇)の他、様々な原材料価格が上昇しており、足下では、低船価で受注せざるを得なかった船舶の建造コストが大幅に増加している。しかし、国際的な商慣行として、発注者(海運事業者)との契約は、契約後の原材料価格の変動に応じて船価を見直す内容にはなっておらず、日本の造船事業者だけがこうした商慣行を改めようとしても、中国や韓国の造船事業者が発注が流れてしまうため、極めて苦しい状況に置かれている。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(8) 放送業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

設問1で「おおむね転嫁を受け入れている」、設問3で「据え置いたことはない」、設問8-1で「支払わなかったことはない」の回答が多数を占めていることを踏まえると、広く独占禁止法や下請法の趣旨が理解されていると思われる。一方で、本調査の少数回答も踏まえ、引き続き、当団体や放送コンテンツ適正取引推進協議会による講習、情報の周知等の取組を進めていく。【所管:総務省】

今後も、適正取引に向けた周知活動を継続していく。また、「パートナーシップ構築宣言」は、会員社の理解がまだ十分でない状況を踏まえ、周知対策について関係省庁と連携を図り進めたいと考えている。【所管:総務省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【総務省】

総務省では、「放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」とする。)を策定し、周知広報に努めるとともに、ガイドラインに基づくアンケート調査を実施し、公正取引委員会・中小企業庁と連携して、ガイドライン遵守状況調査(事業者ヒアリング)等を実施し、不適正な取引実態が確認された場合は下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)に基づく指導及びフォローアップを行うことで、取引適正化に向けた環境整備に努めている。

また、放送事業者と番組製作会社の業界団体からなる放送コンテンツ適正取引協議会が、自主行動計画を策定するなど、ガイドラインを踏まえた自主的な取組を進めている。

今回の自主点検の結果においては、業界全体として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁についておおむね転嫁できているとの結果となった。

一方で、少数ながら、「ほとんど転嫁を受け入っていない」、「価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていない」、「法遵守に向けた社内管理体制を構築していない」等といった回答も見受けられることから、引き続き上記の取組を通じた取引適正化を図っていく。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(9) 情報サービス業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

当団体では、振興基準の改正(7月)や6月29日に公正取引委員会から公表された「ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書」等を踏まえて、自主行動計画を改定(9月)し、公正取引委員会職員を講師とした適正取引推進セミナー(10月)を実施するなどして、業界の適正取引を推進中である。

今後も、取引適正化に係る関係法令や調査結果、自主行動計画、パートナーシップ構築宣言等について継続的な周知活動を行い、会員企業の適正取引を促進していく。【所管:経済産業省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(9) 情報サービス業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

情報サービス産業界内における適切な価格転嫁を促進するため、経済産業省から情報サービス業界関係団体に対し、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大、
- ② 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請、
- ③ 下請法上の「買ったたき」の解釈について、事業者団体を通じて周知及び改善要請
- ④ 自主行動計画の改善要請

等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

また、自主点検の結果、設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者が約10%確認された。これは、情報サービス業界において「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。情報サービス業界として、価格交渉・価格転嫁についての改善を図るため、価格交渉促進月間について事業者団体を通じて改めて各事業者へ周知と要請を行い、適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

また、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が約3%確認された。これは、情報サービス業界において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者がごく一部存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知及び改善要請を行う。

さらに、設問11において「パートナーシップ構築宣言についてそもそも知らなかった」と回答している事業者が約13%確認された。情報サービス業界において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分ではない可能性があるため、事業者団体を通じて、「そもそも知らない」と回答した企業を中心に、改めて周知を行うとともに、宣言を行うよう働きかける。

自主行動計画に基づく改善の進捗状況について、自主行動計画のフォローアップ結果を通じて継続的にチェックすることで、必要に応じて改善に向けた対応を検討していく。

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(10) 映像・音声・文字情報制作業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
「総務省放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)の改定時に「番組製作会社も発注者となった場合、ガイドラインの対象となる旨が追記された」ことについて、当団体内の委員会で周知したが、引き続き周知に努めていく。【所管:総務省】
・ 今まで以上に、団体から傘下企業に広報を進めることで、取引適正化への自覚が高まっていくものと思う。 ・ 製造業や物販の様に、原材料や商品の仕入れを伴う業種では切実な問題と捉えると思うが、当団体の業界は役務や情報成果物の世界であるため、あまり実感がない。 ・ 放送業界はこういった下請法の観点よりも、根本的な業界構造の改革が必要だと思う。このままジリ貧状態が続けば将来は無いと思う。【所管:総務省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【総務省】 総務省では、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」とする。)を策定し、周知広報に努めるとともに、ガイドラインに基づくアンケート調査を実施し、公正取引委員会・中小企業庁と連携して、ガイドライン遵守状況調査(事業者ヒアリング)等を実施し、不適正な取引実態が確認された場合は下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)に基づく指導及びフォローアップを行うことで、取引適正化に向けた環境整備に努めている。 また、放送事業者と番組製作会社の業界団体からなる放送コンテンツ適正取引協議会が、自主行動計画を策定するなど、ガイドラインを踏まえた自主的な取組を進めている。 今回の自主点検の結果においては、業界全体として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁について「おおむね転嫁できている」が半数程度の結果となった。 また、「ほとんど転嫁を受け入れていない」、「価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていない」、「法遵守に向けた社内管理体制を構築していない」等といった回答や、受注者側の立場においてエネルギーコストの上昇分の価格転嫁について「ほとんど転嫁できていない」という回答もみられることから、上記の取組とともに、今回の自主点検の結果を踏まえた業界における改善の取組を促し、取引適正化を図っていく。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(11) 道路貨物運送業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
業界全体として、同業種間・異業種間の取引において価格転嫁が十分に進んでいないことから、会員事業者が、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう転嫁円滑化施策パッケージに関する取組の周知・啓発を進めたい。【所管:国土交通省】
下請法・独占禁止法の会員会社への周知は鋭意実施する。しかし、コスト上昇分の価格転嫁による販売価格の値上げを推奨することは、取引適正化に向けた取組であっても、独占禁止法の競争制限に抵触する可能性が極めて高く、慎重な対応が求められる。 特に、外国人が料金を負担する場合の国際航空貨物は、独占禁止法適用除外などの保護を全く受けていないことを強く認識するべきであり、価格交渉は各社に委ね、業界団体等が介入してはならないと認識している。【所管:国土交通省】
・ 発注先との取引価格については、「おおむね転嫁を受け入れている」との傾向にあるが、受注者の立場においては、「発注先(荷主)との取引価格についてコスト上昇分の価格転嫁ができていない」との傾向にあった。 ・ 荷主との運賃交渉において、コスト上昇分の価格転嫁は容易ではないことがうかがえる。 ・ 今後も下請法制度等の周知に努めていく所存。【所管:国土交通省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(11) 道路貨物運送業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【国土交通省】

○一般貨物自動車運送業

「燃料費等を含む適正な運賃の収受」という基本的な考え方に基づき、荷主企業や元請事業者等に対して理解と協力を呼び掛けるとともに、関係省庁が連携して、独占禁止法や下請代金法取締りの強化、下請中小企業振興法に基づく指導、貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等の法的措置の実施等を行っているところであるが、発注者、受注者のいずれにおいても価格転嫁を受け入れていない又はできていない事業者が一定数あったことから、引き続き、こうした取引適正化に向けた取組を継続する。

○集配利用運送業

安定的な物流を確保するため、物価高騰下でも価格転嫁により適正な運賃を収受できる環境を整備することが重要である。

このため、原料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について荷主関係団体に要請するとともに、独占禁止法や下請代金法取締りを強化する等、関係省庁と連携して取引適正化の取組を推進しているところである。

今回の自主点検結果においては、発注者、受注者いずれの立場においても転嫁を受け入れていない又は転嫁できていない事業者が確認されたことから、引き続き、関係省庁と連携し取引適正化に向けた取組を推進していきたいと考えている。

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(12) 各種商品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
今後も「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく点検要請などがあった場合には、当団体会員企業に展開し、法令遵守状況の実態把握に協力をする。 また、関係省庁から提供いただく下請法に関連する情報などについても、今まで同様に、会員企業に周知徹底・意識啓蒙を図り、当団体の遵法性の強化につなげていく。 【所管：経済産業省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が1社確認された。これは、各種商品卸売業界において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者が存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知及び改善要請を行う。

さらに、設問11において「パートナーシップ構築宣言についてそもそも知らなかった」と回答している事業者が2社確認された。各種商品卸売業界において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分ではない可能性があるため、事業者団体を通じて、「そもそも知らない」と回答した企業を中心に、改めて周知を行うとともに、宣言を行うよう働きかける。

今回、一部の事業者において、取組に消極的な姿勢がみられる回答があるものの、実態に即した回答を回収できたことにより、官民で今後改善すべき点を共有することができたものとする。

今後、中小企業庁と原局が連携して、改善すべき取引実態や調査への更なる協力について、業界団体との定期連絡会の場を活用するなどコミュニケーションを強化すべき。

- 繰り返しになるが、業界内における価格転嫁を促進するため、
- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
 - ② 自主行動計画やガイドラインの拡充・改善
- 等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切な環境整備を進めていく。

今回、短期間に回答項目の重複したアンケートが複数送付されたことにより、回答率が低かった。更に正確に実態を把握するためには、より多くの企業の協力を取り付けることが重要。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(13) 機械器具卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
(圧力をかける立場の調査としては業界になじまない。) ・ 業界はクライアント(医療機関)から製品購入依頼(発注)があり、当該製品をメーカーから仕入れてクライアントに販売しているところ、この発注段階では価格転嫁(値上げ)の要請を受け入れるような場面はない。 ・ 業界はクライアントとの関係では親事業者ではない。 ・ 業界が扱う製品の中で特に償還材(特定保健医療材料)は現行医療保険制度上、国で価格が決められており(公定価格)、価格転嫁を議論する余地はほとんどない。【所管:厚生労働省】
一層の情報提供をお願いする。【所管:農林水産省】
アンケート結果によると、会員企業はおおむね価格転嫁を受け入れており、今後も取引適正化が継続するよう、業界団体として下請法遵守に資する情報提供に努めていく。 情報提供に際しては下請法上の問題となる具体的な事例を示すことが効果的であるため、公正取引委員会や中小企業庁においては、当団体会員による問題となる行為について前広に情報提供されたい。【所管:経済産業省】
当団体が属する業種は、機械器具卸売業の中でも他の業種のように「仕入れ以外の発注」は、ほぼ存在しておらず、発注先も自身よりも大きな規模の企業体であり、かつ、仕入値も発注先が決められていることがほとんどのため、下請取引の概念に該当する行為はほぼ存在していない。 回答中に下請法上の不適切な回答が含まれているが、これは所属企業が営んでいる他の業種に属する事業の場合の事案か、設問の主旨をよく理解できずに記載しているものと考えている。【所管:経済産業省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(13) 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【厚生労働省】

業界アンケートの回答にもあるとおり、医療機器販売業(卸)は、医療機関からの発注に基づき、医療機器メーカーから仕入れて医療機関へ販売していることから、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁という考え方にはなじまない。

しかし、メーカーによる卸売価格の値上げ分については、医療機関への販売価格に転嫁できるものと考えており、仮に医療機器販売業者と医療機関との間の取引において、こうした価格転嫁を妨げ、取引当事者の一方が不利益を被るような実態があれば、関係先に対して適正な取引を促すなどの対応が必要である。

【農林水産省】

今後も法遵守を徹底するため、業界に対して定期的な情報発信(下請法上の問題につながるおそれがある事例等)を行う。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(13) 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果をみると、価格転嫁は、「おおむね受け入れている」、「一部受け入れている」が大半を占めていた。一方で、設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者が32社確認された。これは、機械器具卸売業において「価格交渉促進月間」について認識が十分なされていない事業者が存在することを示している。機械器具卸売業として、価格交渉・価格転嫁についての改善を図るため、価格交渉促進月間について事業者団体を通じて改めて各事業者へ周知と要請を行い、適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

また、設問11において「パートナーシップ構築宣言についてそもそも知らなかった」と回答している事業者が、会員企業の多くが中小企業であることから多く存在した。事業者団体を通じて、「そもそも知らない」と回答した企業を中心に、改めて周知を行うとともに、親事業者に対して宣言を行うよう働きかける。

一部の事業者においては、商流として仕入れ以外の発注はほぼ存在しておらず、また、発注先は自身よりも大きな規模の企業であり、仕入値も発注先が決められていることがほとんどである。そのため、下請取引の概念に該当する行為はほぼ存在しないと考えられる。

一方で、一部の事業者においては、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が6社確認された。これは、機械器具卸売業において、下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者がわずかながら存在することを示しており、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知及び改善要請を行う。

以上をもって、下請取引に該当する取引を行う一部企業において、下請法や振興基準について認知が進んでいないと考えられる状況を踏まえて、機械器具卸売業内における価格転嫁を促進するべく、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
- ② 毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、
- ③ 下請法上「買ったたき」の解釈についての周知及び改善要請
- ④ 振興基準のポイントや具体・個別の問題事例を、団体事務局経由で周知等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(14) 広告業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

団体としてパートナーシップ構築宣言を行い、傘下企業に周知している。また、自主行動計画についても策定に着手し、団体内で関連する各種発行物の点検を行っている。【所管:経済産業省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

設問1において「ほとんど転嫁を受け入れていない」と回答している事業者がごく一部確認でき、また、設問5において「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に応じるようにしていない」と回答している事業者がごく一部確認されたことから、足元の状況として、価格転嫁対策が十分にできていない個社が、少なくではあるが、存在していることが明らかとなった。こうした状況について、昨年末より当該事業者を所管する団体とも打合せを重ねており、未作成となっていた自主行動計画についての策定を今年度内に行うこととする。

さらに、設問11において「パートナーシップ構築宣言についてそもそも知らなかった」と回答している事業者が一部確認できた。広告業界において、「パートナーシップ構築宣言」について周知が十分ではない可能性があるため、事業者団体を通じて、「そもそも知らない」と回答した企業を中心に、改めて周知を行うとともに、宣言を行うよう働きかけることから、今後は改善されていくものとする。

また、広告業界内における価格転嫁を促進するため、毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。

なお、設問7において「従来どおりの金額で据え置き、価格転嫁しない理由を後日文書や電子メールなどで回答する予定はない」と回答している事業者が極めて少数確認できた。下請法における「買ったたき」についての認識が不十分である事業者が少なからず存在することがうかがえることから、認識の改善を図るため、公正取引委員会が明確化した「買ったたき」の解釈について事業者団体を通じた周知及び改善要請を行う予定。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(15) 技術サービス業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
業界における取引が適正に行われるよう、国土交通省や公正取引委員会及び中小企業庁の指導が遵守されるよう、今後とも、会員への通知や研修会等を通じて、情報の周知に努める。 価格転嫁はおおむね実施されているものの、パートナーシップ構築宣言について改めて周知を図っていきたい。【所管:国土交通省】
おおむね転嫁できているところである。今後とも施策等を会員に周知していく。【所管:国土交通省】
今後、受注する業務に経費の上昇分が適正に反映されているかを傘下企業への聞き取り調査やアンケート等により注視していきたいと考えている。また、適正な状況でない場合には、当団体として関係部署と相談し、是正を求めていきたいと考えている。【所管:国土交通省】
補償コンサルタント業は、主に公共事業の実施に必要となる公共用地の取得に係る業務を行っているが、その受注は、公共事業の施行者(発注者)が定める業務費積算基準による予定価格に基づいて適正な入札によって行われ、発注者が定める業務仕様書等の規定に基づいて実施することが求められるものである。 労務単価を始めとする業務費積算基準や業務仕様書等は、公開されており、補償コンサルタント業者は、業務量に応じた適切な業務費に係る情報を共通に得ていることから、業界内での価格の転嫁は円滑に行われる業態であると考えます。 異業種間の取引は、補償コンサルタントが行う業務の特性から、少ないものと考えます。また、その業務費構成も大半が直接人件費であり、材料費等についても業務費積算基準に規定されるものであることから、その部分における異業種間の取引についても価格転嫁は円滑に行われるものと考えます。 なお、当団体会員においては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルの整備や研修が進められているところであるが、パートナーシップ構築宣言も含め、管理体制の構築について、更に当団体としても周知等を進めていく。【所管:国土交通省】
下請事業者には、様々な分野の専門業者がいるが、普段から良好な関係を維持しており、適正な取引が行われているものと認識している。【所管:国土交通省】

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(15) 技術サービス業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

自主点検の結果等を踏まえれば、業界内(同業種間)、異業種間の取引ともに、取引価格における労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分の価格転嫁はおおむね対応されていると考えられる。

今後、傘下企業に対し、下請取引適正化に係る政府の取組や法遵守の必要性等について周知を行うなど、一層の取引の適正化に向けた取組を実施していく。【所管:国土交通省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【農林水産省】

独占禁止法については遵守されており、今後とも業界団体と連携しながら、必要な情報提供を行っていく。

第2 下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)における法遵守状況の自主点検結果

6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(15) 技術サービス業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【国土交通省】

○建築設計業(建設コンサルタント)、測量業、地質調査業

事業者団体における自主点検の結果等を踏まえ、技術サービス業のうち、土木建築サービス業である建築設計業(建設コンサルタント)、測量業、その他の土木建築サービス業である地質調査業について、取引先事業者との価格転嫁状況は、業界内(同業種間)、異業種間の取引ともに、取引価格における労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分の価格転嫁は、おおむね対応されているものと受け止めている。

各事業者においては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルの整備や研修が実施されているところであるが、管理体制が構築されていない事業者も少なくないことを踏まえ、国土交通省としては、「転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした下請取引適正化に係る取組や法遵守の必要性等に関する周知等について、事業者団体とも連携して進めていきたいと考えている。

○建築設計業(補償コンサルタント)

補償コンサルタント業は、主に公共事業の実施に必要となる公共用地の取得に係る業務を行っているが、その受注は、公共事業の施行者(発注者)が定める業務費積算基準による予定価格に基づいて適正な入札によって行われ、発注者が定める業務仕様書等の規定に基づいて実施することが求められるものである。

補償コンサルタント業務は、業務費構成の大半が直接人件費であるが、その内訳となる労務単価や材料費等については積算基準や仕様書等において公開され、業界内外に業務費の構成要素が明確であること、かつ、適宜単価等の見直しも行われ、業務費に適切に反映されており、価格転嫁は円滑に行われる業態であると考えられる。

なお、補償コンサルタント協会会員においては、独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルの整備や研修が進められているところであるが、パートナーシップ構築宣言も含め、管理体制の構築について、更に協会等の協力を得ながら、周知等を進めていく所存である。

○建築設計業(建築物設計・工事監理)

事業者団体における自主点検の結果等を踏まえれば、業界内(同業種間)、異業種間の取引ともに、取引価格における労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁はおおむね対応されていると考えられる。

今後も「転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取組や法遵守の必要性等について周知等を行うことで、一層の取引の適正化に向けた取組を実施していくことが重要と考えている。

公正取引委員会

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

1 法遵守状況の自主点検(概要)

番号	業種名 (注)	回答割合	所管省庁
1	化学工業	26.6%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
2	生産用機械器具製造業	27.6%	経済産業省
3	放送業	48.7%	総務省
4	各種商品卸売業	17.5%	経済産業省
5	機械器具卸売業	11.5%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
5業種平均		26.4%	—

(注1) 業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

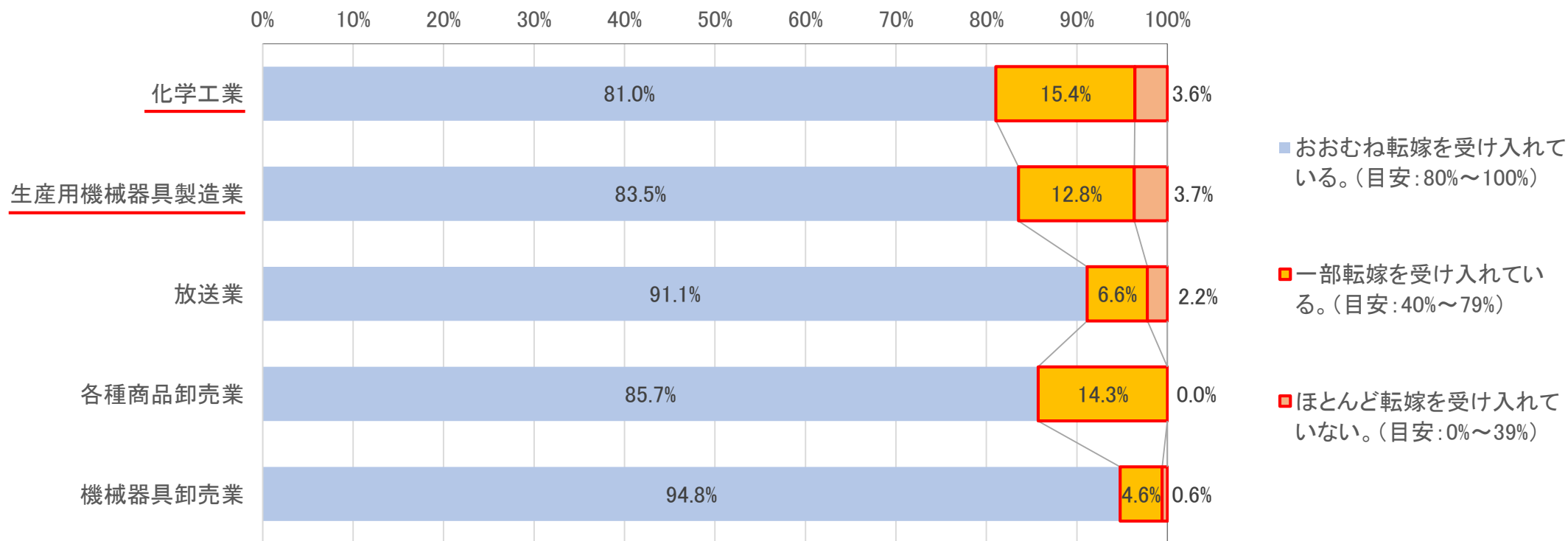
(注2) 回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)

における法遵守状況の自主点検結果

2 取引先事業者との価格転嫁状況の認識

問1 **発注者(荷主)の立場**において、取引先事業者(**物流事業者**)との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。



第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為 (1) 買ったたき

問2-1 「問題につながるおそれのある事例」に該当する行為(下表)と同様の行為を行ったことはありますか。

問題につながるおそれのある行為	5業種(合計)		
	ある	ない	合計
荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性のある旨通告し、引上げに応じなかった。	0.5%	99.5%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、自社の経営が苦しいことを理由に「協力依頼」と称して一方的に運賃を引き下げた。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、運送業務の再委託先からの求めに応じて再委託運賃を引き上げようとした物流事業者から、運賃の引上げを要望されたにもかかわらず、十分に協議することなく引上げを拒否した。	0.1%	99.9%	100.0%
荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、過去の契約金額を継続して据え置いている。	0.1%	99.9%	100.0%
荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたにもかかわらず、義務ではないことを理由に引上げに応じなかった。	0.2%	99.8%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、過去に用いていた単価表の価格まで運賃を引き下げてもらいたいと主張し、一方的に運賃を引き下げた。	0.1%	99.9%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、努力すれば人件費を更に削減できだろうと主張し、一方的に運賃を引き下げた。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、物流事業者から複数回にわたり運賃交渉を求められたにもかかわらず、一度も返答せず交渉に応じなかった。	0.0%	100.0%	100.0%

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為 (2) 支払遅延

問2-2 「問題につながるおそれのある事例」に該当する行為(下表)と同様の行為を行ったことはありますか。

問題につながるおそれのある行為	5業種(合計)		
	ある	ない	合計
荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支払が本来の支払月よりも遅れた。	0.5%	99.5%	100.0%
荷主は、社内の事務処理に誤りがあったことが原因で、支払期限までに物流事業者へ支払ができなかった。	0.3%	99.7%	100.0%
荷主は、社内の会計処理に遅れが生じたため、支払期限までに物流事業者へ支払ができなかった。	0.3%	99.7%	100.0%
荷主は、物流事業者からの請求書の処理を担当する者が海外出張のため長期不在となったことが原因で、支払期限までに物流事業者へ支払ができなかった。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者への支払を遅らせた。	0.1%	99.9%	100.0%
荷主は、物流事業者に対して、本来は12月に支払うべき運賃について、社内の会計処理が間に合わないことを理由として、支払を翌年に遅らせた。	0.2%	99.8%	100.0%
荷主は、物流事業者との間で、末日締め、翌月末支払の支払条件を定めていたにもかかわらず、物流事業者と協議することなく、末日に締めた分の運賃を翌々月に支払っていた。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、運送の作業を行わせた日から数か月後に支払ったことがあった。	0.2%	99.8%	100.0%

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為 (3) 減額

問2-3 「問題につながるおそれのある事例」に該当する行為(下表)と同様の行為を行ったことはありますか。

問題につながるおそれのある行為	5業種(合計)		
	ある	ない	合計
荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律に減じた金額を支払っていた。	0.2%	99.8%	100.0%
荷主は、運賃を現金振込の方法で支払うにもかかわらず、「手形割引料」の名目で一定額を差し引いて支払っていた。	0.1%	99.9%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払代金に端数があった場合、当該端数を切り捨てて支払っていた。	0.1%	99.9%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、「手数料」と称して毎月の支払代金から一定率を差し引いて支払っていた。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、物流事業者から請求された運賃から「キックバック」として一定率を差し引いて支払っていた。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、毎月の支払の際に、物流事業者との間であらかじめ定めた算出方法と異なる方法を用いて本来よりも少ない金額を算出し、当該金額を支払っていた。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、物流事業者から請求を受けた高速道路料金について、独自の基準で割り引いた金額を支払った。	0.0%	100.0%	100.0%
荷主は、物流事業者との間で、時間単位で運賃を算定する旨取り決めていたにもかかわらず、毎月の支払の際に、車両1台ごとに一定の時間分を控除して算定した金額を支払っていた。	0.0%	100.0%	100.0%

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)
における法遵守状況の自主点検結果

3 問題につながるおそれのある行為 (4) その他の違反行為類型

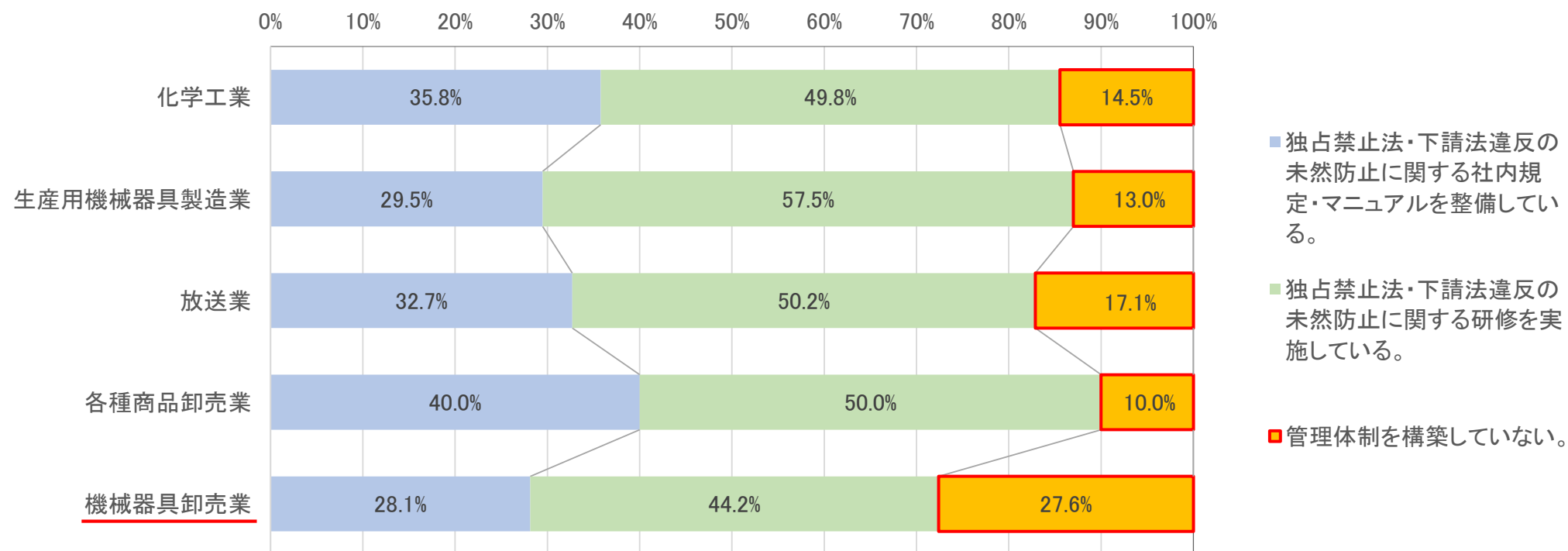
問2－4 「問題につながるおそれのある事例」に該当する行為(下表)と同様の行為を行ったことはありますか。

問題につながるおそれのある行為	5業種(合計)		
	ある	ない	合計
荷主は、物流事業者に対し、長時間の待機をさせたが、待機料金を支払わなかった。	0.3%	99.7%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、指定した配送先に誤りがあつたことを理由に、別の配送先に配送をさせたが、追加費用を支払わなかった。	0.2%	99.8%	100.0%
荷主は、通関手続において発生する関税・消費税を荷主において直接支払わず、物流事業者に対し、立替払をさせた。	2.3%	97.7%	100.0%
荷主は、物流事業者に対し、「協力金」との名目で、金銭を提供させた。	0.2%	99.8%	100.0%

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

問3 独占禁止法違反・下請法違反に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか(複数回答可)。



第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(1) 化学工業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

独占禁止法について遵守されており、今後とも取引適正化に関連した情報提供等に努めていく。【所管:農林水産省】

取引適正化に向けた各種周知の展開等を業界団体として着実に進めていく。また、団体内では「独占禁止法遵守ガイドライン」を役員会等会合の場で継続的に周知する。【所管:経済産業省】

理事会等、会員各社との協議の場で、引き続きパートナーシップ構築宣言の導入や適正取引の重要性について訴えかけていくとともに、社内教育等での周知を促す。【所管:経済産業省】

自主点検の回答では、問題につながる行為はほぼ無いという結果であるが、公正取引委員会の調査では化学業界でも問題につながる行為が指摘されている。業界団体を通じた自主点検では、取引適正化への取組としては限界があると思う。【所管:経済産業省】

業界全体としては違反行為案件も少なくないようであるが、当団体の会員各社に限っていえば、おおむね適正な取引ができているものと理解。
とはいえ、引き続き適正取引を促進する観点から、これまで同様、会員各社に対して、独占禁止法も含めた取引適正化の周知徹底を、機会ある度に図っていく。【所管:経済産業省】

今回の調査では、大きな違反事例はなかったと認識。当団体の傘下企業については、荷物の形状(荷物の嵩、形状、ユーザーの希望を踏まえた配送への対応)等によっては物流事業者の確保に苦慮している例も聞いている。また、今後、物流におけるカーボンニュートラルへの対応などが国際競争上も重要な課題(物流事業者にとっては競争メリット)となることが予想される。国際競争力を確保する観点からも国の施策として、脱CO2を踏まえたスムーズな物流体制の構築が望まれる。

施策については、物流ネットワーク化による物流グループの再編、異業種における共同配送への補助施策、取組促進なども有効ではないか。【所管:経済産業省】

業界として、基本的には適切に対応していると考えている。ごく一部で「物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応じなかった。」事例が見受けられた。【所管:経済産業省】

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(1) 化学工業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【厚生労働省】

アンケート結果からみる現状の傾向としては、取引先事業者(物流事業者)との取引において、価格転嫁を受け入れている。

また、物流事業者が著しく不利益を被るような取引の実態はないものと考えている。

引き続き、独占禁止法に抵触するような行為が生じないよう、業界における取組を継続して行っていただくとともに、そのような事案が生じた場合には、業界団体等と連携して速やかに是正していく。

【農林水産省】

独占禁止法については遵守されており、今後とも業界団体と連携しながら、必要な情報提供を行っていく。

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(1) 化学工業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

化学業界内における価格転嫁を促進するため、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
- ② 自主行動計画やガイドラインの拡充・改善

等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に取引適正化できる環境整備を進めていく。

また、自主点検の結果、業界内の企業は例えば設問1において、「転嫁を受け入れている」との回答があり、公正取引委員会及び中小企業庁による「価格転嫁に係る業種分析報告書」(令和4年5月31日公表)における「問題につながるおそれのある事例」に該当する行為について大宗の企業が「ない」と回答をする旨の確認ができたが、例えば、「社内管理体制構築」について、設問3において「管理体制を構築していない」と回答している事業者が計20社確認された。

これらは、これまで業界団体に対しては積極的な働きかけを実施してきたが、企業への直接の働きかけの場がなかったことも一因であると考えられる。このため、例えば業界団体との定例会議の場を活用し、企業を直接参集した上で、取引適正化に関する中小企業庁による説明会や体制構築の事例紹介の場を設置することで、企業が具体的な行動を取りやすい環境を提供することが有効ではないかと考える。

さらに、各事業者団体を通じて、以下の2つ内容について会員に周知を行い、独占禁止法に関する理解の醸成を図る。

- ① 「知ってなっとく独占禁止法」
- ② 「優越的地位の濫用～知っておきたい取引ルール～」

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(2) 生産用機械器具製造業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例の共有を図る。【所管:経済産業省】

役務再委託以外は下請代金法の適用外であるが、独占禁止法の物流特殊指定に該当する可能性が高く、留意点はほぼ同じと理解している。物流事業者との取引についても区別することなく法遵守を啓発していく。【所管:経済産業省】

各企業とも取引適正化に向けた取組をおおむね行っているものと考えるが、今回は回答率が低いこともあり、会員企業全ての動向を把握できている訳ではないので、引き続き動向把握に努めるとともに、取引適正化に向けてのセミナー開催などの啓蒙活動も進めていきたい。【所管:経済産業省】

引き続き会員への周知を行うとともに、業界としても注視していく。【所管:経済産業省】

当団体会員は中小・中堅企業が多数を占め、現下の世界的な調達問題で厳しい環境におかれているが、引き続き、当会HP、会報誌等で取引適正化の推進の呼び掛けを継続する。【所管:経済産業省】

関連省庁より提供のある関連情報について会員企業への周知を行う。【所管:経済産業省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果、物流事業者との取引に係る価格転嫁の設問においては「おおむね転嫁できている」と回答している業界団体が多数であることを確認された。業界所管課室の取組としては、価格転嫁を促進するため、引き続き業界団体の会合の場等において下請関連施策の紹介や取引環境の改善を要請していく。具体的には、「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大や、自主行動計画の改定を働きかけるなど、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備に向けた取組を進めていく。また、毎年実施している自主行動計画のフォローアップ調査を通じて継続的に改善状況をチェックし、業界内での改善を浸透させるよう努める。

さらに、業界団体を通じて以下の2つの内容について会員企業への周知を依頼し、独占禁止法に関する理解の醸成を図る。

- ① 「知ってなっとく独占禁止法」
- ② 「優越的地位の濫用～知っておきたい取引ルール～」

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(3) 放送業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

当団体会員社からは調査回答とともに、「物流事業者との取引がない」、「ほぼ全てが大手の物流事業者との取引で、一方的に提示された金額を支払わざるを得ない状況である」といったコメントがあった。

調査の結果、問題につながるおそれのある事例はほとんどないと考えられるが(そもそも該当する取引や事例が存在しないため無回答としている社もある)、引き続き、当団体や放送コンテンツ適正取引推進協議会による講習、情報の周知等の取組を進めていく。【所管:総務省】

当団体の会員において物流事業者との取引違反の事例は確認されなかった。今後も適正取引の推進に向けて周知等に取り組んでいく。【所管:総務省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【総務省】

今回の自主点検においては、業界全体として、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁についておおむね転嫁できているとの結果となった。

一方で、少数ながら、「ほとんど転嫁を受け入れていない」、「法遵守に向けた社内管理体制を構築していない」といった回答も見受けられることから、パートナーシップ構築宣言の活用や転嫁円滑化施策パッケージに関する取組の周知徹底等を通じて、引き続き取引適正化を図っていきたい。

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(4) 各種商品卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

今後も「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく点検要請などがあつた場合には、当団体会員企業に展開し、法令遵守状況の実態把握に協力をする。また、関係省庁から提供される独占禁止法に関連する情報などについても、今まで同様に、会員企業に周知徹底、意識啓蒙を図り、当団体の遵法性の強化につなげていく。【所管: 経済産業省】

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

一部、取組に消極的な姿勢がみられる回答があるものの、実態に即した回答を回収できたことにより、官民で今後改善すべき点を共有することができたものとする。

今後、中小企業庁と原局が連携して、改善すべき取引実態や調査への更なる協力について、業界団体との定期連絡会の場を活用するなどコミュニケーションを強化すべき。

また、業界内における取引適正化を促進するため、

① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、

② 自主行動計画やガイドラインの拡充・改善

等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切な環境整備を進めていく。

なお、短期間に回答項目の重複したアンケートが複数送付されたことにより、回答率が低かった。更に正確に実態を把握するためには、より多くの企業の協力を取り付けることが重要。

さらに、各事業者団体を通じて、以下の2つ内容について会員に周知を行い、独占禁止法に関する理解の醸成を図る。

① 「知ってなっとく独占禁止法」

② 「優越的地位の濫用～知っておきたい取引ルール～」

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(5) 機械器具卸売業

事業者団体における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

自主点検結果のとおり、物流事業者との価格転嫁はおおむねできていると思うが、販売業の本来業務(製販から仕入れ医療機関に販売する)についていえば、材料価格差益をより多く求める価格コンサルなどの強引な値下げ要求に日々晒されている中、製販業との仕入交渉もあり価格転嫁は思うようにできていないのではないかと思います。また、製品分野のうち償還材は公定価があり転嫁しやすい環境にはないと思う。

これまで医療機関・製販業の間で価格転嫁が思うようにできず負担を強いられている業界として発信してきたところ、経済を円滑に回し安定供給を確保するためには、産業界全体として機能することが必要であり、圧力をかける側の立場の対応についてもこれまで以上にその是正など広報ツールを使い行政施策を周知徹底していきたい。【所管:厚生労働省】

一層の情報提供をお願いする。【所管:農林水産省】

アンケート結果によると、会員企業はおおむね物流事業者の価格転嫁を受け入れており、今後も取引適正化が継続するよう、業界団体として独占禁止法遵守に資する情報提供に努めていく。

情報提供に際しては独占禁止法上の問題となる具体的な事例を示すことが効果的であるため、公正取引委員会や経済産業省においては、当団体会員による問題となる行為について前広に事例提供されたい。【所管:経済産業省】

当団体が属する業種は、当日、翌日などの迅速な配送が必要なため、機械器具卸売業の中でも、他の業種のように配送を外注していない(超特殊な場合を除く)。そのため独占禁止法違反行為の発生はほぼ考えられない。

回答中に独占禁止法違反の懸念のある回答が含まれているが、これは所属企業が営んでいる他の業種に属する事業の場合の事案か、設問の主旨をよく理解できずに記載しているものと考えている。【所管:経済産業省】

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種) における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(5) 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【厚生労働省】

アンケート結果において、約98%が物流事業者における労務費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れており、認識の高さがうかがえる。また、物流事業者との取引において、物流事業者が著しく不利益を被るような取引の実態はないものと考えている。引き続き、独占禁止法に抵触するような行為が生じないよう、業界における取組を継続して行っていただくとともに、そのような事案が生じた場合には、業界団体と連携して速やかに是正していく。

【農林水産省】

今後も法遵守を徹底するため、業界に対して定期的な情報発信(独占禁止法違反行為の事例等)を行う。

第3 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種(5業種)

における法遵守状況の自主点検結果

5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

(5) 機械器具卸売業

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方

【経済産業省】

自主点検の結果を見ると、物流事業者との取引価格について、コスト上昇分の価格転嫁を「おおむね受け入れている」「一部受け入れている」と回答した企業が大半を占めていた。パートナーシップ構築宣言については、会員企業の多くが中小企業であることから、「検討していない」「知らなかった」と回答する企業も多く存在した。

一部事業者においては、当日、翌日など迅速な配送が必要であり、特殊な場合を除いて配送を外注していないため、物流事業者との取引が存在しないと考えられる。

該当する取引を行う一部企業において、独占禁止法について認知が進んでいないと考えられる状況を踏まえ、機械器具卸売業内における価格転嫁を促進するため、

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
- ② 独占禁止法上問題につながるおそれのある具体個別の問題事例を、団体事務局経由で周知
- ③ 以下の2つ内容について会員に周知
 - ・ 「知ってなっとく独占禁止法」
 - ・ 「優越的地位の濫用～知っておきたい取引ルール～」

等を通じた働きかけを実施し、独占禁止法に関する理解の醸成を図り、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく。